

重要事項説明書（介護福祉施設サービス）

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事務所の所在地	呉市中央5丁目12-21
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 常楽園
施設の所在地	呉市警固屋9丁目1-1
県知事指定番号	広島県指定 3470500954
施設長（管理者）の氏名	伊藤 博文
電話番号	0823-28-0370
FAX 番号	0823-28-0372

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	当施設は、介護保険法令に従い、入園者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方が、ご利用いただけます。
施設の運営方針	利用者接遇では、精神的介護とゆとりのある生活を目標に「語らいと互助」を大切に家庭的雰囲気醸成に力を注いでいる。

4. 施設の概要 特別養護老人ホーム 「常楽園」

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・多床室）

建物の構造	鉄筋コンクリート造スレート葺一部3階建
建物の延床面積	2526.14㎡
利用定員	40名

居室の種類	室 数	備 考
4人部屋	10室	

主 な 設 備

設備の種類	数	面 積	備 考
食堂	1室	93.1㎡	
機能訓練室	1室	38.8㎡	
一般浴室	1室	58.9㎡	
機械浴室	1室		特殊浴槽2台
医務室	1室	16.4㎡	
静養室	1室	35.8㎡	
便所	1室	30.2㎡	

② 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・従来型個室）

建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造スレート葺3階建
建物の延床面積	299.08㎡（2・3階部分）
利 用 定 員	20名

居室の種類	室 数	備 考
1人部屋	13室（14.8㎡）	
〃	3室（14.5㎡）	
〃	1室（14.7㎡）	
〃	1室（15.1㎡）	
〃	1室（17.4㎡）	
〃	1室（18.9㎡）	トイレ付（2.7㎡）含む
計	20室	

主 な 設 備

設備の種類	数	面 積	備 考
共同生活室	1室	89.2㎡	
浴室・脱衣室	1室	16.5㎡	
便所	1室	5.8㎡	
便所	1室	4.5㎡	
便所	1室	1.8㎡	

5. 職員配置状況

従業員の職種	員数	常勤	非常勤	常勤換算後	指 定 基 準
施設長(管理者)	1	1	0	1	1（常勤）
副施設長	1	1	0	1	
施設長補佐	0	0	0	0	

医師	2	0	2		必要な数
生活相談員	1	1	0	1	入園者が100又はその端数を増すごとに1以上
介護職員	31	28	3	30.0	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方で入園者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
看護職員	5	4	1	5.3	3以上
機能訓練指導員	2	1	1	1.2	
管理栄養士	1	1	0	1	1以上
介護支援専門員	1	1	0	1	1以上

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8：30～17：30
医師	毎週水曜日
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	早出 6：40～15：40 日勤 8：30～17：30 ① 8：50～17：50 ② 9：00～18：00 遅出 ① 10：10～19：10 ② 10：30～19：30 夜勤 ① 17：30～翌8：30 ② 17：40～翌8：40
看護職員	早出 6：30～15：30 日勤 8：00～17：00 遅出 9：30～18：30
理学療法士	毎週木曜日
管理栄養士	8：10～17：10
介護支援専門員	8：30～17：30

7. 施設サービスの概要と利用料金

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
入浴・清拭	週2回行います。 寝たきりでも、機械浴槽を使用して入浴できます。	介護保険給付
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。	介護保険給付
離床	寝たきり防止のため、離床のお手伝いをします。	介護保険給付

着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	介護保険給付
整容	身の回りのお手伝いをします。	介護保険給付
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。 個人のクリーニング	介護保険給付 有 料
機能訓練	機能訓練指導員により、心身等の状況により、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防ぐ訓練を実施。	介護保険給付
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。	介護保険給付
娯楽等	クラブ活動・行事等	
介護相談	入園者とその家族からのご相談に応じます。	

サービス利用料金

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

<多 床 室>

1. 施設サービス費（1日あたり）	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. その他加算	個別機能訓練加算		120円（1日あたり）		
	看護体制加算		120円（1日あたり）		
	日常生活継続支援加算		360円（1日あたり）		
	夜勤職員配置加算		160円（1日あたり）		
	科学的介護推進加算		400円（月額）		
	生産性向上推進体制加算		100円（月額）		
	介護職員等処遇改善加算		サービス費14%		
3. うち、介護保険給付割合	基本9割（所得で異なる） ※一部7,8割負担の方もございます。				
4. 利用に係る自己負担額	基本1割（所得で異なる） ※一部2,3割負担の方もございます。				
5. 食事に係る自己負担額〔食費〕（1日あたり）	基準費用額 1,445円 （課税・非課税で異なる）				
6. 居住に係る自己負担額〔居住費〕（1日あたり）	基準費用額 多床室 915円（1日あたり） （課税・非課税で異なる）				
7. 自己負担額合計（4＋5＋6）					

② 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

<従来型個室>

1. 施設サービス費（1日あたり）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. その他加算	個別機能訓練加算120円（1日あたり） 看護体制加算120円（1日あたり） 日常生活継続支援加算360円（1日あたり） 夜勤職員配置加算160円（1日あたり） 科学的介護推進加算400円（月額） 生産性向上推進体制加算100円（月額） 介護職員等処遇改善加算サービス費14%				
3. うち、介護保険給付割合	基本9割（所得で異なる） ※一部7,8割負担の方もございます。				
4. 利用に係る自己負担額	基本1割（所得で異なる） ※一部2,3割負担の方もございます。				
5. 食事に係る自己負担額〔食費〕（1日あたり）	基準費用額 1,445円（1日あたり） （課税・非課税で異なる）				
6. 居住に係る自己負担額〔居住費〕（1日あたり）	基準費用額 従来型個室1,231円（課税・非課税で異なる） 特別な室料250円				
7. 自己負担額合計（4+5+6）					

* その他加算について

・個別機能訓練加算は、他職種共同にて個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

・看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制を取っている場合に算定します。

・日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れると共に、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

・夜勤職員配置加算は、夜間の人員基準より多い職員を配置し、より安心して生活できる環境をつくり上げた場合に算定します。

・科学的介護推進加算は、介護に関わる様々なデータ（入所者の身体状況や日々のケアの結果等）を活用し、取組の効果・課題などの把握を行うと共に、集まった全国のデータをケアの見直しに活用することで算定を認められる加算です。

・生産性向上推進体制加算は、介護用ロボットや見守り機器・介護用記録タブレットなどを導入することで、より効率的に入所者様のお身体の状態を把握。看護・介護職員の業務負担を軽減しつつ、またその成果を年1回以上国に報告することで認められるものです。

・介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

＊ 新規入園時の、取り扱いについて

新規入園時には上記の利用料に加え、入所時に1回【安全対策体制加算】200円（1割負担20円）。【福祉施設初期加算】1日につき300円（1割負担30円）を入園時から30日を上限とした負担金を頂きます。

＊ 入院時の、取り扱いについて

入院時には、1日につき246円で1ヶ月に6日を上限とした負担金（但し2ヶ月間のみ）と居住に係る自己負担額（居住費）を頂きます。

（2）介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
食事	食事時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：45～	基準費用額 1,445円 第3段階② 1,360円 第3段階① 650円 第2段階 390円 第1段階 300円
居住費	従来型個室 多床室	基準費用額 1,231円 基準費用額 915円
理容・美容	隔月で理容師・美容師による出張サービスを利用できます。	1回につき1,900円から
貴重品・金銭管理	銀行通帳・証書等の保管サービスの他、公共料金等の支払い、各機関への事務代行サービスを行います。 利用されるか否かは、任意です。	令和7年度現在において 自己負担はなし。
クラブ活動・行事	書道クラブ・製作クラブ等のクラブ活動を用意しております。 ショッピング、遠足、季節感あふれる行事等を用意しております。	令和7年度現在において、自己負担はなし。
入園者の移送	入園者の通院や入院時の移送サービスを行います。	令和7年度現在において、自己負担はなし。

（3）利用料金の支払い方法

ア 窓口での現金支払い

イ 下記の指定口座への振込み

呉信用金庫 警固屋支店 普通預金 261769

介護老人福祉施設 常楽園 園長 伊藤 博文

8. 施設を退園していただく場合

- ① 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立、要支援1・2と判定された場合。
- ② 利用者から、退園の申し出があった場合。
- ③ 利用者による、サービス利用料金の支払いが1年以上遅滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合。

- ④ 利用者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。

9. 事故発生時の対応について

入園者に対するサービスの提供中、事業者の責任に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償保険の範囲において、損害賠償を速やかに行う。

10. 緊急時の対応について

①当施設入所中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合（夜間を除く）

急変および事故に遭遇した入所者への対応を行うに際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいは、かかりつけの医師の指示を仰ぎ対応を行います。その結果、常楽園の医療設備等で対応が不可能な場合は、常楽園送迎車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

②夜間、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合

急変および事故に遭遇した入所者への対応を行うに際して、看護職員にて対応が困難な場合あるいは、医療行為が必要な場合は、看護職員に連絡して支持を仰ぎ、必要に応じて看護職員にて対応を行います。

その際、常楽園の医療設備等で対応が不可能な場合は、常楽園送迎車か救急車にて協力医療機関あるいは、かかりつけ医療機関へ搬送します。その際、様態が重篤な場合は、即座に家族に連絡を行います。様態が重篤でないと判断した場合は、翌朝以降に連絡を行います。

11. 身体拘束について

当施設は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として入所者に対して身体拘束を行いません。但し、入所者又は他の入所者の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対し説明し同意を得たうえで行うことがあります。

12. 苦情処理の受付について

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

副施設長（生活相談員） 西井 ちづる

受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

TEL 0823-28-0370

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホーム 常楽園
申請するサービス種類	介護老人福祉施設

措置の概要	
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ・ 担当者 生活相談員 西井 ちづる ・ 連絡先 呉市警固屋9丁目1番1号 電話（0823）28-0370 FAX（0823）28-0372 ・ 受付時間 月曜日～土曜日 8時30分 ～ 17時30分 ※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。 ※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。	
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 苦情相談窓口 ＜事業所の主任及び提供の担当者＞ （事情聴取） 利用者への回答（結果伝達と理解確認） 事業所の提供の管理者 ＜事業所において解決できるもの＞ （結果伝達） 利用者（改善等の申し入れ） 苦情処理委員会 ＜事業所において解決できない苦情＞ （結果伝達） 利用者（第三者機関） （解決の斡旋） 広島県福祉サービス運営適正委員会等 ＜苦情処理委員会において解決できない苦情＞ 利用者への回答 苦情解決総責任者 常務執行役 工田 隆 苦情処理委員会（第三者委員） 呉市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 河野 隆司 0823-25-7006	
【関係行政機関の窓口】 苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入 ・ 呉市介護保険課 0823-25-2626 ・ 広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783 ・ 広島県福祉サービス運営適正委員会 082-254-3419	
3 その他参考事項 ※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。 ※サービスの提供に係る利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。	

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 常楽園

説明者職名 施設長 氏名 伊藤 博文 ⑩

説明者職名 副施設長（生活相談員） 氏名 西井 ちづる ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

（利用者）

住所 利用者氏名 ⑩

（署名代行者）

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名 ⑩

続 柄 利用者の（ ）